

型取引の適正化について

令和 2 年 12 月 10 日
一般社団法人日本産業機械工業会

1. 型取引適正化の具体的な取組

当工業会においては、平成 30 年 1 月に策定した「協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画」に基づいて、型取引への取組を推進している。

具体的な取組例は以下のとおり。

- ・型製作費用を製品価格に上乗せした取引において、生産の減少により当初予定期限内で当該専用型費用の支払いが完了しない場合、未払い分の処理については当初予定期限内に未払い分を一括で支払うよう社内規定を整備。
- ・型の管理について契約を締結し、保管期間を具体的に規定(メンテ用部品の供給義務期間)。保管費用は、製作数が多い場合は製造製品価格に上乗せし、製作数が少ない場合は毎月支払い。
- ・契約において、型の保管期間(製造打ち切り後〇年)及び、金型廃棄費用は発注元負担とすることを規定。

2. 型取引適正化の途上で新たに確認された課題

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのテレワーク実施拡大により、現場における型管理の確認の機会が減少。